

令和2年度障害者雇用職場改善好事例

募集要項

応募先・お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3
TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547
メールアドレス manual@jeed.or.jp
ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>

令和2年度障害者雇用職場改善好事例募集要項

1 趣 旨

障害者雇用において雇用管理、雇用環境等を改善・工夫し、様々な取組を行っている事業所の中から、他の事業所のモデルとなる好事例を募集し、これを広く一般に周知することにより、事業所における障害者の雇用促進と職域の拡大及び職場定着の促進を図るとともに、事業主の自主的な取組の支援と障害者雇用に関する理解の向上に資することを目的としています。

2 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 後 援

厚生労働省

4 募集部門

(1) **中小企業部門（常用雇用労働者数300人以下の中小企業）**

(2) **その他部門（上記以外）**

※ 上記1の本事業の趣旨や、障害者雇用のより一層の進展のためには中小企業への支援が重要であることから、特に中小企業で雇用を進める上で参考となる取組を幅広く募集することを目的として、中小企業部門を設けます。

5 募集テーマ

「障害者の健康に配慮し安心・安全に働けるように取り組んだ職場改善好事例」

6 募集事例

(1) **対象となる障害者**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他「診断書」等により雇用対策上の障害者であることが確認できる障害者

(2) **事例の内容**

一般労働安全衛生対策を実施した上で、雇用している障害者に対して、その特性に応じた取組を行った事例を募集します。

【取組例】

- ・ 障害のある従業員の身体機能の状況（体力、見え方や聞こえ方、体温調節機能、感覚の過敏さなど）を考慮し、独自の労働安全衛生対策を行った事例
- ・ 理解力の状況に配慮し、安全な業務遂行のためのルール作りの改善・工夫を行った事例
- ・ 安全衛生教育、保健指導などの集団指導を障害者に確実に理解させるための工夫を行った事例
- ・ 障害特性に関する安全衛生上の留意点について、障害のない従業員に理解させるための取組を行った事例
- ・ 障害のある従業員が安全衛生委員会活動等へ参画し、提言を元に改善に取り組んだ事例
- ・ 産業保健に関する専門職等との連携や体制整備を工夫した事例
- ・ 災害時の避難経路、避難訓練、情報提供等について障害に配慮した取組を行った事例

7 募集期間

令和2年4月1日（水）から5月20日（水）〔必着〕まで

8 応募資格

- (1) 6 募集事例に記載の障害者を雇用している事業所
- (2) 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと（以下の要件を満たしていること）及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
 - ① 平成29年4月以降、労働安全衛生法、労働基準法、最低賃金法違反の疑いにより送検され、公表されていないこと。
 - ② 平成29年4月以降、職業安定法、労働者派遣法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - ③ 平成29年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
 - ④ 平成29年4月以降、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の滞納及び助成金の不正受給がないこと。
 - ⑤ 令和元年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこと。
 - ⑥ 令和2年6月1日時点において、障害者雇用率を達成していること（応募時点では達成見込みであること）。
 - ⑦ 高齢者雇用確保措置が講じられていること。
- (3) 応募事業所において障害者雇用に関する支援（障害者就労継続支援事業所を含む）及びコンサルティングを主たる営業品目としていないこと。

9 応募方法

指定の応募用紙にご記入の上、下記の送付先あて、郵送または電子メールでご提出ください。応募用紙は、当機構ホームページからダウンロードできます。

<応募用紙の送付先・お問合せ先>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部 雇用開発課
〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3
TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547
メールアドレス manual@jeed.or.jp

<応募用紙のホームページ掲載先>

<http://www.jeed.or.jp/disability/activity/education/kaizen.html>

<応募に当たっての留意事項>

- (1) 個別の障害のある方の事例を応募する場合は、事前に事例の対象となる障害のある方の承諾を得てください。また、障害のある方の氏名の表記は、イニシャルを用いるなど、匿名にしてください。
- (2) 応募用紙の「改善前の状況、問題点」、「改善の取組」、「改善後の効果」欄には、障害特性や職場の状況と、これらに対応した改善内容の関係性が分かるようにご記入いただきますようお願いいたします。ホームページに記入例を掲載していますのでご参照ください。

10 審査

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に審査委員会を設置し、応募事例について審査します。
- (2) 中小企業部門及びその他部門の全応募事例の中で最も優秀な事例に厚生労働大臣賞（1編）を授与します。
また、その他の優秀事例に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞として、優秀賞、奨励賞（各若干編）を募集部門ごとに授与します。
なお、審査において同程度の評価を受けた応募事例があった場合は、過去に受賞歴のない事業所を優先的に選定します。
- (3) 入賞事例は、令和2年8月末ごろにホームページ等で発表する予定です。それ以外の事例は、令和2年9月上旬までに審査結果を文書にて直接通知します。

11 表彰

厚生労働大臣賞及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞のうち優秀賞の表彰式は、令和2年9月に東京都内で開催する予定です。

12 留意事項

- (1) 応募した文書の著作権及びこれに付随する一切の権利は、当機構に帰属するものとし、ます。
- (2) 応募書類は返却いたしません。
- (3) 入賞事例については、当機構職員が事業所への取材を行い、事業所名、担当者名、具体的な取組内容を「障害者雇用職場改善好事例集」として取りまとめ、事業所、関係機関、関係団体等に配付するとともに、当機構ホームページに掲載いたします。なお、この場合、障害のある方の氏名、写真の掲載等については、本人の同意が得られた範囲で行います。
また、その他の応募事例についても、「障害者雇用職場改善好事例集」に事業所名、所在する都道府県名等を掲載いたします。
- (4) 応募に際していただいた個人情報は、当機構が管理し、本事業の実施運営、障害者雇用の普及・啓発に関するご案内のみに使用します。